

格付表の使い方

1. 企業形態の表示はそれぞれ次のとおりかっこ書きにより表示した。

表示していないものは個人企業である。

株式会社（株）	有限会社（有）	合名会社（名）	合資会社（資）
合同会社（合）	協同組合（同）	協業組合（業）	企業組合（企）

2. 格付等級欄の建設業の種類は次のとおり略語で表示した。

土木工事業（土）	舗装工事業（舗）
プレストレストコンクリート構造物工事（プ）	しゅんせつ工事業（し）
※土木工事業における内訳	板金工事業（板）
建築工事業（建）	ガラス工事業（ガ）
大工工事業（大）	塗装工事業（塗）
左官工事業（左）	防水工事業（防）
とび・土工工事業（と）	内装仕上工事業（内）
法面処理工事（法）	機械器具設置工事業（機）
※とび・土工工事業における内訳	熱絶縁工事業（絶）
石工事業（石）	電気通信工事業（通）
屋根工事業（屋）	造園工事業（園）
電気工事業（電）	さく井工事業（井）
管工事業（管）	建具工事業（具）
タイル・レンガ・ブロック工事業（タ）	水道施設工事業（水）
鋼構造物工事業（鋼）	消防施設工事業（消）
鋼橋上部工事（橋）	清掃施設工事業（清）
※鋼構造物工事業における内訳	解体工事業（解）
鉄筋工事業（筋）	

3. 格付表の中の「総合評定値（客観点数）」は、当該業種に係る経営事項審査結果の総合評定値（P点）。「主観点数合計」は、格付を行う建設工事の種類（土木工事業及びとび・土工工事業の内訳を除く）に対して、長崎県が独自に設けた主観的審査事項にかかる審査点数を合計した値。「総合数値」は、「総合評定値（客観点数）」と「主観点数合計」を合計した値。

※1 主観的審査事項等については、長崎県建設工事入札参加者格付要綱の頁を参照のこと。

4. 同表中、「保証金免除区分」については令和5年4月1日から建設工事において契約保証金免除の適用が廃止されたため、全て「－」で表示。また、経営事項審査を受けているが、本県における入札参加資格申請をしていない者について、これまで「経」と表示して掲載していたが、令和5年度より同表から除外した。
5. 委任状提出者は、とりまとめて別頁とした。
6. 一般建設業者及び特定建設業者の区分は、「建設工事の種類」の欄に、一般建設業者は「1」、特定建設業者は「2」と数字で表した。
例：土1 土木工事業（一般）

例：建2 建築工事業（特定）
7. 長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱に基づき、合併等に係る支援策（総合数値の特例等）の適用を受けた建設業者については、「商号又は名称」等の欄中に適用後の総合数値を記載した。
8. 格付表作成日（令和7年3月3日時点）で許可の有効なものを掲載した。許可の有効期間は5年間。許可が失効した業者は指名できないので、許可日に注意し、許可失効状態の場合には所管の振興局等に確認して業者選定すること。